

こちらの分類の構成を参考に業種を記載してください。

第4項 分類の構成

この産業分類は、大分類、中分類、小分類及び細分類から成る4段階構成であり、その構成（第12回改定）は、大分類20、中分類99、小分類529、細分類1,455となっている。

大分類	中分類	小分類	細分類
A 農業，林業	2	11	33
B 漁業	2	6	21
C 鉱業，採石業，砂利採取業	1	7	32
D 建設業	3	23	55
E 製造業	24	177	595
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	10	17
G 情報通信業	5	20	44
H 運輸業，郵便業	8	33	62
I 卸売業，小売業	12	61	202
J 金融業，保険業	6	24	72
K 不動産業，物品賃貸業	3	15	28
L 学術研究，専門・技術サービス業	4	23	42
M 宿泊業，飲食サービス業	3	17	29
N 生活関連サービス業，娯楽業	3	23	67
O 教育，学習支援業	2	15	34
P 医療，福祉	3	18	41
Q 複合サービス業	2	6	10
R サービス業（他に分類されないもの）	9	34	65
S 公務（他に分類されるものを除く）	2	5	5
T 分類不能の産業	1	1	1
(計) 20	99	529	1,455

この産業分類の分類符号は、大分類項目がアルファベット、中分類項目が2けた、小分類項目が3けた、細分類項目が4けたの数字で示されている。

第5項 分類の適用単位

この産業分類を適用する単位は、一事業所ごとである。

なお、個人に本分類を適用する場合は、個人の属する事業所を単位とする。また、事業所及び個人以外、例えば企業等に適用する場合は、事業所の場合に準じて行うものとする。